

## 第2回

# 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害対策 のための技術的措置に関する有識者検討会

警 察 庁 補 足 説 明 資 料

(前回の議論を受けた補足的な論点整理)

# 現行の実務の整理① 「措置の継続性」をめぐる考え方

## 権限を反復・継続的に行使し得る期間が規定されていない強制処分 の例

### 【刑事訴訟法第218条第1項】

検察官、検察事務官又は**司法警察職員**は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、**裁判官の発する令状により、差押え、搜索、電磁的記録提供命令又は検証をすることができる**。この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。

### 【実務・判例等】

- 令状に定められた有効期間内で、1回に限り権限を行使する。
- 令状の再取得やその回数については、再搜索を行う必要性が疎明できる限り、法的な制約はないと整理されている。
- ある場所に対する搜索差押え許可状に基づき搜索を行っている最中に、当該場所に新たに搬入された物品（配達された荷物など）も、当該許可状に基づき搜索することが可能である（平成19年2月8日最高裁第一小法廷決定）。

## 権限を反復・継続的に行使し得る期間が規定されている強制処分 の例

### 【通信傍受法】

第3条第1項： 検察官又は**司法警察員**は、…犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるもの（注：通信手段）について、これを用いて行われた**犯罪関連通信の傍受をすることができる**。…

第5条第1項： …裁判官は、…理由があると認めるときは、**傍受ができる期間として十日以内の期間**を定めて、傍受令状を発する。

【厳格な手続】： 傍受の原記録の裁判官への提出、聴取・閲覧等の機会の確保 等

### 【サイバー対処能力強化法】

第17条第1項： 内閣総理大臣は、…外外通信目的送信措置…を講ずることができる。

同条第3項： **外外通信目的送信措置を講ずることができる期間…は、六月とする**。ただし、…サイバー通信情報監理委員会が六月未満の期間を定めたときは、当該期間とする。

【厳格な手続】： 非識別化措置、保存期間満了後の消去、取り扱う職員の範囲の指定 等

## 現行の実務の整理② 捜索に伴う「知得」等に関する考え方

### 現行刑事手続における令状（捜索差押許可状等）の執行に係る実務、判例等

- 許可状の効果により、捜査員が「目的物（差押え対象物）を捜す」行為を実施する。
- 捜索に必要な範囲であれば、対象施設内の一定の情報（書類の内容、室内の状況等）を知得することは許容される。
- 捜索を実施するために行う金庫の解錠、手紙の開封、電磁的記録の可読化、電磁的記録の内容のモニターへの投影等は、捜索差押えの実施に伴う「必要な処分」として法律（刑事訴訟法第111条等）により許容されている。
- 他方、捜索差押えを行う上での必要性を超えて、室内の物件や文書の内容等について詳細な撮影・記録を行うことは許容されていない。これを行おうとすれば、別途、検証令状が必要となる。

### いわゆる「プレーン・ビュー法理」の不適用

- 例えば米国では、捜査員が適法に行う捜索の通常過程において、犯罪の証拠となる物件を発見したときには、当該物件について新たな令状を取得することなく差押えを行うことが可能である（いわゆる「プレーン・ビュー法理」）。
- 我が国の刑事手続では、いわゆる「プレーン・ビュー法理」に該当する制度は設けられていない。仮に、捜索中、差押え対象物とは別に、犯罪の証拠となる物件を発見した際にも、当該物件の差押えは、別途、法的根拠・許可状取得がなければ許されない。

### クラウドサーバ上の電磁的記録へのリモートアクセス

- 現在の刑事訴訟法においては、「電子計算機の物理的な差押え行為」と「クラウド上の電磁的記録のネットワークを経由した複写行為」が、性質の異なる処分として別に法定されている。
- 後者については、電子計算機の差押えに伴う「リモートアクセス」（刑事訴訟法第218条第2項）として、当該電子計算機からアクセスできるクラウド上の電磁的記録を「複写した上で差し押さえる」という権限が法定されている。

### 「秘匿性」と「匿名性」

- 「秘匿性」と「匿名性」は、以下の意味で使用している。
  - ・ 秘匿性：やり取りの内容が把握できないこと（課題例：端末間暗号措置が講じられている。）
  - ・ 匿名性：やり取りを行う個人を特定できないこと（課題例：アカウント開設時に本人確認が行われない。）
- 実効ある被害防止措置をとるためには、秘匿性の打破（犯行の指示内容等の把握）と匿名性の打破（実行犯の着衣・呼称等の把握）のいずれも重要である。

### 対象端末が海外に所在している場合の考え方

- 現行の刑事訴訟法等においては、海外サーバへの接続等が当然に想定されるいわゆる「リモートアクセス」（刑訴法第218条第2項）等においても、サーバの海外所在時の執行管轄権の整理は法定されておらず、当該サーバ所在国の主権侵害が発生し得るのかといった点は実務の運用の中で整理している。
- 「遠隔解析」に関する執行管轄権の整理については、具体的な制度を踏まえた運用上の整理を行うこととなると思われる。更なる御議論を経て、制度の骨子がより固まった段階で、改めて整理することとしたい。